

2026年度 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会テキスト 正誤表・追補

Ver.2（令和8年4月14日現在）

◆追補

1. 産業廃棄物処理委託契約書の手引きの改訂

令和7年4月22日に廃棄物処理法施行規則が改正され、契約書において伝達すべき情報として「廃棄物に含有等する第一種指定化学物質の名称及び数量又は割合に関する事項」が追加された（令和8年1月1日施行）。この改正に伴い、資料編資料33 産業廃棄物処理委託契約書（P365～391）に掲載している標準様式が改訂された。様式の購入方法や改訂履歴等の最新情報は以下のページを参照されたい。

公益社団法人全国産業資源循環連合会（令和8年1月）『産業廃棄物処理委託契約書の手引（第7版）』

<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/agreement/>

2. 感染性産業廃棄物を排出する医療関係機関等の追加

令和8年4月1日に医療法等の一部を改正する法律の一部が施行され、改正後の医療法において、オンライン診療を受けるために提供される場所として「オンライン診療受診施設」が定義された。この改正を踏まえ、オンライン診療受診施設において生じた感染性廃棄物も、特別管理廃棄物として取り扱うこととなった。

また、この改正を踏まえ、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」が令和8年4月に改定された。

- 第2章「廃棄物の処理と管理」 テキストP61、図1.4の施設を修正（追加）
 - ・病院
 - ・診療所（保健所、血液センター等を含む）
 - ・オンライン診療受診施設
 - ・衛生検査所
- 資料編 資料5 特別管理産業廃棄物一覧表 テキストP175、11～12行目を修正（追加）
 - ・病院
 - ・診療所
 - ・オンライン診療受診施設
 - ・衛生検査所

※ 参考ページ

環境省 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html